



労働組合費および政令 105/2026/ND-CP について

ベトナムでは、労働組合を設立していない場合、企業には労働組合費の納付義務がないと誤解している企業が、実務上、依然として多く見受けられる。しかし、従来から、企業は労働組合の設立有無にかかわらず、労働組合費を納付する義務がある。

労働組合費は、労働者の強制保険料の算定基礎となる賃金総額の **2%** を企業が負担し、納付するものである。
注)

・ 2012 年公布の労働組合法の施行時点から現在まで、外国人労働者が強制社会保険の加入対象者である場合、当該外国人労働者についても、企業は労働組合費を納付する必要がある。

・ 外国人労働者の労働組合への加入が明確に認められたのは、現行の労働組合法が施行された 2025 年 7 月 1 日以降である。ただし、外国人労働者本人が負担する組合費と、企業が負担する労働組合費は区別して考える必要がある。企業が負担する労働組合費については、外国人労働者が労働組合に加入した時期ではなく、当該外国人労働者が強制社会保険の加入対象となった時点から、当該外国人労働者に係る分について納付義務が発生するものと考えられる。

・ したがって、企業の法的代表者・経営者・管理者、駐在員事務所の代表者などの外国人についても、強制社会保険の加入対象者である場合には、労働組合への加入時期にかかわらず、強制社会保険の加入開始時点から、当該外国人に係る企業負担分の労働組合費が納付対象となる。そのため、過去分について納付を求められる場合には、当該外国人の強制社会保険への加入開始時期を基準として確認する必要がある。

このたび、新たに政令 105/2026/ND-CP が公布され、労働組合費についても一部変更が行われた。そこで今回は、同政令に定められた労働組合費に関する主な変更点について、簡単に紹介する。

1

労働組合費の納付期限の明確化

ベトナム国内で活動する外国機関、国際機関及びその他の機関・組織・団体については、労働組合費の納付期限を翌月末日までとすることが規定された。

改正前

納付期限に関する規定はない。



改正後

(第 4 条 1 項)

ベトナム国内で活動する外国機関、国際機関及びその他の機関・組織・団体の労働組合費の納付期限は、翌月末日までとされた。

2

労働組合費の納付遅延・未納の定義

- ・納付遅延：上記 1 の期限経過後、納付すべき金額を未納付又は不足納付している場合をいう。
- ・未納：労働組合費を全く納付しない場合、又は納付期限経過後 60 日以内に納付すべき金額を納付しないもしくは不足納付している場合、又は納付対象者数について 60 日以内に未納付もしくは不足納付となっている場合をいう。

改正前

未納に関する期間の定めはない。

改正後

(第 6 条)

「納付遅延」及び「未納」の定義が新たに設けられ、未納については納付期限経過後 60 日という具体的な期間が明確化された。

3

労働組合費の減額要件の明確化

減額要件

- ・法令に基づく納付停止期間が終了していること
- ・引き続き 30% 以上又は 30 人以上の人員削減が必要であること（企業規模による）

減額措置の期間：月単位とし、6 か月を超えない

減額率：本来納付すべき労働組合費の 20% を上限とする

改正前

自然災害や感染症の発生などの特別な場合に限り、労働組合費の減額又は納付猶予について、一定期間を対象とする個別の通知が発行されている。

改正後

(第 12 条)

減額が認められる要件、期間（6 か月以内）及び上限（20%）が明確化された。

4

労働組合費の納付停止要件の明確化

納付停止が認められる場合及び要件は、以下の通りである。

- ・組織再編、技術変更又は経済危機・景気後退により困難に直面していること
- ・自然災害、火災、感染症又は不作為により困難に直面していること



- ・ 30 日以上にわたり生産・事業活動を停止しなければならないこと
- ・ 労働者に就業機会を提供することができず、かつ、強制社会保険加入対象労働者のうち、生産・事業活動停止前の在籍労働者総数の 50%以上が一時休業となり、老齢・遺族給付基金への強制社会保険料の納付停止を申請していること
- ・ 自然災害、火災、感染症又は不作為により、土地を除く資産総額の 50%を超える損害を受けていること

納付停止期間：月単位とし、12 か月を超えない

改正前	労働組合費を納付する能力がないほど経営上の困難に直面している企業について、納付停止が認められる旨のみ規定されており、適用される場合及び要件に関する具体的な定めはない。
改正後 (第 13 条)	納付停止が認められる具体的な場合・要件及び上限期間（12 か月）が明文化された。

労働組合費の納付義務違反に対する行政処分（政令 No.283/2026/ND-CP）

① 使用者が以下のいずれかの行為を行った場合、行政違反記録作成時点における納付すべき労働組合費総額に対し、12%以上 15%未満の額の罰金が科される（上限：1 億 5,000 万ドン）。

- ・ a) 労働組合費の納付が遅延した場合
- ・ b) 労働組合費を法令所定の額どおりに納付しなかった場合
- ・ c) 法定の納付期限を経過した日から 60 日以内に、規定された納付率に基づく金額を納付しない、又は全額を納付しない場合
- ・ d) 法定の納付期限を経過した日から 60 日以内に、納付対象労働者数に応じた金額を納付しない、又は全額を納付しない場合

② 使用者が納付対象となる全ての労働者について労働組合費を納付しなかった場合、行政違反記録作成時点における納付すべき労働組合費総額に対し、18%以上 20%以下の額の罰金が科される（上限：7,500 万ドン）。

(政令 No.283/2026/ND-CP 第 42 条および第 7 条 1 項)

※ 政令 283/2026/ND-CP は 2026 年 9 月 10 日より施行される。

以上